

士幌町森林環境譲与税の活用に向けた基本方針（R 1～R 5） ～当面 5 年間（R 1～R 5）の考え方～

本町の森林面積は 5, 4 5 9 h a で総面積の 2 1. 0 6 % を占めており、その内私有林は 3, 5 8 6 h a あります。この私有林は、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、十勝大雪森林組合が所有者から委託を受けて、国や道の森林整備事業予算や町の予算などにより、森林整備を進めてきました。しかし、急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化や経営意欲が低下した森林所有者等の影響により、森林整備が行き届かない私有林人工林の増加が懸念されています。

このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取り組みを計画的かつ効果的に進めます。

◎基本方針

●森林整備の取り組み

本町の私有林では、3, 5 8 6 h a に対して約 8 割の 2, 7 7 8 h a について、十勝大雪森林組合が森林所有者から委託を受けて森林経営計画を作成し、計画的な森林整備が進められています。

今後も、森林所有者がその責務を果たすことができるよう森林経営計画の作成を促進していくとともに、森林所有者、林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めることができるよう森林所有者等への負担の軽減につながるような取り組みを推進していきます。

なお、森林経営計画の作成が進まない私有林人工林につきましては、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営管理を委ねるよう働きかけるため、意向調査を効果的に実施することとします。